

各 位

岡山県保健福祉部長寿社会課長

主任介護支援専門員更新研修の受講要件（法定外研修）に関する特例措置について（通知）

このことについて、県で実施する介護支援専門員の法定研修のうち、主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）については、受講要件に「②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」を規定しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、多くの法定外研修等の中止が予想されることから、主任更新研修の受講要件について下記のとおり取り扱うこととしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

記

○特例措置

令和4年度主任介護支援専門員更新研修の受講要件における、法定外研修の受講回数について、令和3年度分に限り、受講申込までの令和4年度分と合算して良いものとする。

例) 法定外研修を令和3年度に3回、令和4年度（受講申込まで）に1回の受講で可。

<参考> 令和3年度岡山県主任介護支援専門員更新研修実施要領（抜粋）

4 受講要件

次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修及び主任更新研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

①及び③～⑤ 略

②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上（※）参加した者（対象となる研修は長寿社会課 HP に掲載中）

※主任介護支援専門員の有効期間5年間のうち、研修申込までのいずれかの1年度（4月1日～3月31日）で4回以上受講していること。

【お問い合わせ先】

岡山県保健福祉部長寿社会課
長寿社会企画班

TEL：086-226-7326

TEL：086-224-2215